

奈良市養育費確保支援事業



奈良市では、公正証書の作成手数料や「養育費請求調停」「強制執行」申立てを行う際にかかる費用を一部補助しています。補助申請のためには、まず、事前相談が必要です。問合せ先へお電話もしくはQRコードにてご予約ください。(母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等または離婚前の方に、生活のことや子どもの養育、就職や自立の支援等についても相談に応じています。)

対象者

- ・奈良市に現在住んでいること(補助金の実績報告が完了するまで奈良市に住んでいることが必要。ただし、DVから避難しているなど特別な事情を除く。)
- ・20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭の母または父であること。
(補助金の交付申請・実績報告時にはひとり親であること。)
- ・国や他の地方公共団体から養育費に関する他の補助金の交付を受けていないこと。
- ・該当の子どもの養育費の請求権を持っていること。
- ・養育費確保に関して、申請者が費用を負担している。または、負担する予定であること。
- ・暴力団や暴力団に関係を持つ者ではないこと。



補助対象費用

- ・「強制執行認諾」の条項が記載された公正証書の作成手数料のうち、「養育費分」、「強制執行・交付送達分」
- ・「養育費請求調停」「強制執行」申立てに係る実費負担金のうち、「申立てに係る収入印紙代」、「申立て時に裁判所に求められる予納切手代」、「申立てに必要な戸籍謄本等の公的書類発行手数料」
- ・「養育費請求調停」「強制執行」申立てを弁護士に依頼する場合、**弁護士費用のうち「着手金」**

申請時期・申請書類

- 公正証書の作成手数料を補助する場合
公正証書を作成した翌日から6ヶ月以内
- 「養育費請求調停」・「強制執行」申立て費用を補助する場合
裁判所で申立てをした翌日から6ヶ月以内(法テラスを利用された場合、法テラスへの償還が始まった日の翌日から6ヶ月以内)

※申請時の提出書類については、事前相談時にご確認ください。また、以下の奈良市ホームページからも確認できます。

奈良市ホームページ(養育費確保支援事業)

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/127903.html>

注意事項

- ・補助対象金額に上限があります。
- ・離婚前に行う「夫婦関係調整(離婚)の調停」「婚姻費用分担の調停」に付随しての養育費に関する調停申立ては対象外です。
- ・裁判所までの交通費、戸籍謄本等を取得するための郵送料などは対象外です。
- ・着手金については、申請時期が支払い前となっており、支払い後の申請は対象外です。

ひとり親家庭への支援について 以下のような支援事業がありますので、詳細はお問合せください。

- ・資格取得を目指される方へ……「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」・「母子家庭等高等職業訓練促進給付金」等
- ・生活や子育てでお困りの方へ……「ひとり親家庭等日常生活支援事業」等
- ・貸付を希望される方へ……「母子・父子・寡婦福祉資金貸付金」

ひとり親家庭等の支援事業案内早見一覧表 <https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/8711.html>

問合せ先

奈良市 子ども未来部 子ども給付課 ひとり親家庭支援係
(対応日時：月～金曜日 午前9時～午後5時)

TEL：0742-34-5086 Mail：kodomokyufu@city.nara.lg.jp

このQRコードから事前相談を
ご予約ください。

母子・父子
自立支援員による
ひとり親家庭等相談

